

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起き日には、
翌日が休日とある場合)

主任、児童指導員及び保母のうち児童と一緒に改める。
居を共にしない職員

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年七月一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第二十八号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の本庁の項中

鳥取県人事委員会規則第二十七号
鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の積善学園の項中

「主任及び保母のうち児童と起居を共にしない職員」

部長	企画室長	次長	課長	中海干拓室長
長	参考	主査	課長補佐	中海干拓室長
補佐	副参考	(庶務)	課務	行なうものに限る。)
				経理室長 総括主計員 主計員 秘書係長 管理係長 (総務管財課に所属するものに限る。)
				法制係長 人事係長 給与係長 厚生係長 財政係長 (財政課に所属するものに限る。)
				船長 人事係主事 (企画に関する事務を行なうものに限る。)
				守衛長 (企画に関する事務を行なうものに限る。)

を

部長 企画室長 次長 課長 参事 主査
 課長補佐 副参事 (庶務に関する事務を行なうものに限る。) 経理室長 総括主計
 員 主計員 秘書係長 管理係長 (総務管
 財課に所属するものに限る。) 法制係長
 人事係長 紹与係長 厚生係長 財政係長
 (財政課に所属するものに限る。) 船長
 人事係主事 (企画に関する事務を行なうものに限る。) 紹与係主事 (企画に関する事務を行なうものに限る。)
 人事係主事 (企画に関する事務を行なうものに限る。) 紹与係主事 (企画に関する事務を行なうものに限る。) 紹与係主事 (企画に関する事務を行なうものに限る。)

に改め、

同表の知事の事務部局の職業訓練所の項中

所長 庶務係長

所長 次長

同表の知事の事務部局の種畜場の項中

を

に改め、

場長 分場長
 に改め、

教育長 課長 主査 課長補佐 経理室長
 議事秘書係長 管理係長 紹与係長 学
 務係長 人事第一係長 人事第二係長 管
 理係主事 (人事関係の企画に関する事務を行なうものに限る。) 紹与係主事 (人事関
 係の企画に関する事務を行なうものに限
 る。) 人事第一係主事 (企画に関する事務を行なうものに限る。) 人事第二係主事 (企
 画に関する事務を行なうものに限る。)

を

教育長 次長 課長 主査 課長補佐 経
 理室長 議事秘書係長 管理係長 紹与係
 長 學務係長 人事第一係長 人事第二係
 長 管理係主事 (人事関係の企画に関する事務を行なうものに限る。) 紹与係主事 (人
 事関係の企画に関する事務を行なうものに限
 る。) 人事第一係主事 (企画に関する事務を行なうものに限る。) 人事第二係主事 (企
 画に関する事務を行なうものに限る。)

に改め、

同表の教育委員会の事務部局等の教育機関の高等学校の項中
 校長 教頭 定時制主事 通信制主事 分
 校主任 舎監長 事務長 船長 機関長
 に改め、

同表の教育委員会の事務部局等の教育機関の高等学校の項中

00346

3 昭和42年7月1日 土曜日 烏取県公報 (号外) 第70号 (第三種郵便物認可)

「局長 局長補佐」

「局長 次長」

同表の人事委員会事務局の項中

「局長 次長 課長 係長」

「局長 次長 課長 係長 主任」

1中「「室長補佐」、「館長補佐」又は「局長補佐」」を「「室長補佐」
又は「館長補佐」」に改める。

「に改め、同表の備考の
を
に改め、」

附 則

この規則は、公布の日から施行す